

○姫路市文化財保護条例

昭和52年4月1日

条例第11号

改正 平成17年12月20日条例第117号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 市指定有形文化財（第5条—第18条）
- 第3章 市指定無形文化財（第19条—第24条）
- 第4章 市指定民俗文化財（第25条—第30条）
- 第5章 市指定史跡名勝天然記念物（第31条—第34条）
- 第6章 補則（第35条・第36条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、法及び兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財を除き、姫路市の区域内に存する文化財のうち重要なものを保存し、かつ、その活用を図り、もって市民の文化的向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で文化財とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）及び考古資料その他の学術上価値高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- (4) 貝塚、古墳、官衙跡、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの

の及び庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（市長及び教育委員会の任務）

第3条 市長及び教育委員会（以下「委員会」という。）は、文化財が市民の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、この条例の趣旨の徹底に努めなければならない。

（所有者等の心構）

第4条 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

第2章 市指定有形文化財

（指定）

第5条 委員会は、市の区域内に存する有形文化財のうち、重要なものを姫路市指定重要有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 委員会が前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、所有者及び権原に基づく占有者の同意を得、又はその申請に基づかなければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

3 委員会は、第1項の規定により指定を行ったときは、その旨を告示する。

4 前項の告示を行ったときは、直ちに当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者にその旨を通知するとともに所有者に指定書を交付するものとする。

（指定の解除）

第6条 委員会は、市指定有形文化財が次の各号の一に該当するときは、その指定を解除することができる。

- (1) 市指定有形文化財が滅失したとき。
- (2) 市指定有形文化財が著しくその価値を失ったとき。
- (3) 市指定有形文化財が法又は県条例の規定による有形文化財の指定を受けたとき。
- (4) 市指定有形文化財が市の区域外に移ったとき。
- (5) その他委員会が必要と認める事由のあるとき。

- 2 前項の規定により指定の解除を行ったときは、委員会は、その旨を告示するとともに当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者にその旨を通知するものとする。
- 3 所有者は、前項の規定による通知を受けたときは、20日以内に指定書を委員会に返付しなければならない。

(管理)

第7条 市指定有形文化財の所有者は、この条例及びこれに基づく委員会規則（以下「規則」という。）の定めるところにより市指定有形文化財を管理しなければならない。

- 2 市指定有形文化財の所有者は、特別の事由があるときは、適当な者を自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者（以下「管理責任者」という。）に選任することができる。
- 3 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者等の変更の届出)

第8条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、規則で定める書面に、旧所有者に対し交付された指定書を添えて20日以内に、委員会に届け出なければならない。

- 2 市指定有形文化財の所有者は、管理責任者を選任し、又は解任したときは、規則で定める書面をもって、20日以内に委員会に届け出なければならない。

(氏名等の変更の届出)

第9条 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、規則で定める書面をもって20日以内に、委員会に届け出なければならない。

(滅失等の届出)

第10条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者又は管理責任者は規則で定める書面をもって、その事実を知った日から10日以内に委員会に届け出なければならない。

(所在の変更の届出)

第11条 市指定有形文化財の所在の場所を変更（第8条又は第9条の規定により届け出をする場合の所在の場所の変更を除く。）しようとするときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は規則で定める書面に指定書を添えて、所在の場所を変更しようとする日の20日前までに委員会に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合はこの限りでない。

(修理の届出)

第12条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理責任者は、修理に着手しようとする日の30日前までに、委員会にその旨を届け出なければならない。ただし、次条の規定により許可を受けなければならない場合はこの限りでない。

(現状変更等の制限)

第13条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為しようとするときは、所有者又は管理責任者は委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については規則の定める維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合はこの限りでない。

2 委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

4 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第2項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(管理及び修理に関する勧告)

第14条 市指定有形文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため、市指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、委員会は、所有者又は管理責任者に対し、市指定有形文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 委員会は、市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

(管理又は修理の補助)

第15条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、市指定有形文化財の所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合は、市は、その経費の一部に充てさせるため、市指定有形文化財の所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、委員会は、管理又は修理に関し必要な事

項を指示することができる。

(有償譲渡等の場合の納付金)

第16条 修理に係る前条第1項の規定による補助金の交付を受けた所有者は、次の各号の一に該当するときは、規則の定めるところにより、補助金の全部又は一部を納付金として市に納入しなければならない。

- (1) 所有者が有償で当該市指定有形文化財を譲渡したとき。
- (2) 所有者又は管理責任者の責に帰すべき重大な事由により、当該市指定有形文化財を滅失し、又は著しくその価値を減じたとき。

(環境保全)

第17条 委員会は、市指定有形文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、又は禁止することができる。

(報告又は調査)

第18条 委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、市指定有形文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求め、又はその職員に市指定有形文化財の所在する場所に立ち入って調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立ち入り調査する場合においては、当該職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第3章 市指定無形文化財

(指定)

第19条 委員会は、市の区域内に存する無形文化財のうち、重要なものを姫路市指定重要無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（市指定無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知してする。
- 4 委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

5 前項の規定による追加認定には、第3項の規定を準用する。

(指定の解除)

第20条 委員会は、市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特別の事由があるときは、市指定無形文化財の指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特別の事由があるときは、委員会は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。

4 市指定無形文化財が法又は県条例の規定による無形文化財の指定を受けたときは、当該市指定無形文化財の指定は、解除されるものとする。

5 前項の場合には、委員会はその旨を告示するとともに当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知するものとする。

6 市指定無形文化財の保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。)は、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合、委員会は、その旨を告示するものとする。

(保持者の氏名変更等の届出)

第21条 市指定無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他市指定無形文化財の保存上影響を及ぼす事情が市指定無形文化財の保持者に生じたときは、当該市指定無形文化財の保持者又はその相続人は、20日以内に委員会に届け出なければならない。

2 市指定無形文化財の保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときは、その代表者(保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者)は、20日以内に委員会に届け出なければならない。

(保存)

第22条 委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執

ることができる。

(経費の補助)

第23条 市は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他保存に当たることを適当と認める者に対し、予算の範囲内で、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(助言又は勧告)

第24条 委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、市指定無形文化財の保存のために必要な助言又は勧告をすることができる。

第4章 市指定民俗文化財

(指定)

第25条 委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財のうち、重要なものを姫路市指定重要有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財のうち重要なものを姫路市指定重要無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には、第5条第2項、第3項及び第4項の規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

(指定の解除)

第26条 委員会は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が、法又は県条例の規定による民俗文化財の指定を受けたときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

3 前2項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。

4 第1項及び第2項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示してする。

(現状変更等の届出等)

第27条 市指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の20日前までに、委員会に届け出なければならない。ただし、規則の定める場合はこの限りでない。

2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、委員会は、前項の届け出に係る市指定有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な事項を指示することができる。

(保存)

第28条 委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要であると認めるときは、市指定民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、予算の範囲内で、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、第15条第2項の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第29条 委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(準用規定)

第30条 第7条から第12条まで、第14条から第16条まで及び第18条の規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

第5章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第31条 委員会は、市の区域内に存する記念物のうち、重要なものを姫路市指定史跡名勝天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第5条第2項、第3項及び第4項の規定を準用する。

(指定の解除)

第32条 委員会は、市指定史跡名勝天然記念物が、市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物が、法又は県条例の規定による史跡名勝天然記念物の指定を受けたときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されるものとする。

3 前2項の規定による指定の解除は、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。

(土地の所在等の異動の届出)

第33条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者（次条で準用する第7条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は異動のあった日から20日以内にその旨を委員会に届け出なければならない。

（準用規定）

第34条 第7条から第10条まで及び第12条から第18条までの規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第6章 補則

（文化財保護審議会）

第35条 文化財の保存及び活用について審議するため、委員会の附属機関として文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

（補則）

第36条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（旧条例の廃止）

2 文化財の保護に関する条例（昭和34年姫路市条例第3号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際、旧条例の規定により指定されている姫路市指定文化財、姫路市指定民俗資料及び姫路市指定史跡名勝天然記念物は、この条例の規定により指定された市指定有形文化財、市指定無形民俗文化財及び市指定史跡名勝天然記念物とみなす。

（4町の編入に伴う経過措置）

4 家島町、夢前町、香寺町及び安富町の編入の日（以下「編入日」という。）前に旧家島町文化財の保護に関する条例（昭和47年家島町条例第5号。以下「旧家島町条例」という。）、旧文化財の保護に関する条例（昭和44年夢前町条例第15号。以下「旧夢前町条例」という。）、旧香寺町文化財保護条例（昭和44年香寺町条例第20号。以下「旧香寺町条例」という。）又は旧安富町文化財保護条例（昭和44年安富町条例第258号。以下「旧安富町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条

例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 5 編入日前に旧家島町条例第3条第4項、旧夢前町条例第3条第4項、旧香寺町条例第3条第4項又は旧安富町条例第3条第4項の規定により交付された指定書は、第5条第4項（第25条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。）により交付された指定書とみなす。

附 則（平成17年12月20日条例第117号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に2項を加える改正規定は、平成18年3月27日から施行する。